

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年8月1日から7年8月1日までの期間について、A社の事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を6年8月から同年10月までは53万円、同年11月から7年7月までは59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成9年12月1日から10年10月1日までの期間について、B社の事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月1日から7年8月1日まで
② 平成9年12月1日から10年10月1日まで

私が厚生年金保険に加入している期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が大幅に引き下げられていることに納得できない。一部の給与明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成6年8月から同年10月は53万円、同年11月から7年7月までは59万円と記録していたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年8月1日）の後の同年8月7日付けで、同年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を20万円に遡及して引き下げており、さらに、同年9月11日付けで、6年8月1日から7年8月1日までの期間の標準報酬月額を9万2,000円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間①に係る給与明細書において、平成6年9月から同年10月までは53万円、同年11月から7年7月までは59万円の標準報酬月額に相当する報酬月額が支給され、当該標準

報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間①において当該事業所の取締役であったことが確認できるが、複数の元同僚は、「申立人は、現場担当であり、社会保険事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該標準報酬月額に係る記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年8月から同年10月までは53万円、同年11月から7年7月までは59万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②については、オンライン記録において、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、申立人が主張する41万円と記録していたところ、平成10年6月5日付けで、9年12月1日に遡及して標準報酬月額を20万円に引き下げられ、その後、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（10年10月6日）と同日付けで、9年12月1日に遡及して標準報酬月額を9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。また、事業主及び申立人以外の役員についても、オンライン記録によると、同日付けで遡及して標準報酬月額を引き下げられている。

さらに、申立人から提出された申立期間②に係る一部の給与明細書において、平成10年1月及び同年3月から5月までの期間は41万円の標準報酬月額に相当する報酬月額が支給され、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、複数の元同僚は、申立期間②当時、当該事業所は経営不振で資金繰りに苦勞しており、社会保険料も滞納していた旨供述している。

一方、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間②において当該事業所の取締役であったことが確認できるが、申立人の申立期間②における社会保険業務に関する権限について、元同僚は、「申立人に権限は無かったと思う。」と供述し、ほかの元同僚は、「社会保険関連業務の手続は、社長が行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年6月5日及び同年10月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したのものとは考え難く、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該標準報酬月額に係る記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は40万円、18年6月8日は56万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年6月の賞与支給明細書、A社から提出された15年12月及び18年6月に係る賞与一覧表並びに当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、15年12月10日に40万円、18年6月8日に56万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、平成9年7月は36万円、同年8月から12年4月までは34万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月から同年11月までは28万円、同年12月は26万円、13年1月から14年11月までは28万円、同年12月から15年11月までは26万円、同年12月から16年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から16年9月21日まで

私は、昭和54年12月1日から平成16年9月20日まで、B区に所在するA社に正社員として勤務していたが、9年7月から退職までの厚生年金保険の標準報酬月額が減額されているのは納得できない。給与明細表と預金通帳を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成9年7月1日から10年5月1日までの期間、同年6月1日から同年11月1日までの期間及び12年6月1日から13年2月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細表により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、9年7月は36万円、同年8月から10年4月までの期間は34万円及び同年6月から同年10月までの期間は34万円、12年6月は28万円、同年7月は26

万円、同年8月から同年11月までの期間は28万円、同年12月は26万円並びに13年1月は28万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成10年5月1日から同年6月1日までの期間、同年11月1日から12年6月1日までの期間及び13年2月1日から16年9月21日までの期間の標準報酬月額については、給与明細表を所持していないものの、前後の月の給与明細表、預金通帳明細表の給与振込額及びC市から提出された12年度から17年度までの市民税課税台帳により推認できる報酬月額又は保険料控除額から、10年5月及び10年11月から12年4月までの期間は34万円、12年5月及び13年2月から14年11月までの期間は28万円、同年12月から15年11月までの期間は26万円並びに同年12月から16年8月までの期間は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人が所持する給与明細表等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細表等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、平成9年7月から12年4月までは24万円、12年5月から16年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年7月1日から16年9月21日まで
私は、昭和54年12月1日から平成16年9月20日までB区に所在するA社に正社員として勤務していたが、9年7月から退職までの厚生年金保険の標準報酬月額が減額されているのは納得できない。給与明細表と預金通帳を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成9年7月1日から10年5月1日までの期間、同年6月1日から同年11月1日までの期間及び12年6月1日から13年2月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細表により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成9年7月から10年4月までの期間及び同年6月から同年10月までの期間は24万円並びに12年6月から13年1月までの期間は26万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成10年5月1日から同年6月1日までの期間、同年11月1日から12年6月1日までの期間及び13年2

月1日から16年9月21日までの期間の標準報酬月額については、給与明細表を所持していないものの、前後の月の給与明細表、預金通帳明細表の給与振込額及びC市から提出された12年度から17年度までの市民税課税台帳により推認できる報酬月額又は保険料控除額から、10年5月及び10年11月から12年4月までの期間は24万円、12年5月及び13年2月から16年8月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人が所持する給料明細表等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細表等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉厚生年金 事案 5192

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年6月25日から同年7月1日まで

私は、申立期間当時、C市にあったA社から同社D工場に異動になった時も継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚は、「D工場への異動日は昭和47年7月1日だったと思う。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日の届出誤りを認めていることから、事業主は昭和47年6月25日を資格喪失日と届け、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を86万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月4日

私は、平成15年7月4日にA社から賞与を支給されたが、その賞与についての標準賞与額の年金記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された2003年上期賞与支給明細書及び事業主から提出されたA社が加入しているB健康保険組合の健康保険被保険者標準賞与決定通知書により、申立人は、申立期間において、86万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間のA事業所（現在は、B事業所）における標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月24日

私は、年金事務所から連絡を受け、A事業所に勤務していた期間を確認してみたところ、平成17年4月の標準賞与額の記録が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないことが分かった。同年4月の賞与明細書を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないと申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は不明と回答しているものの、上記賞与明細書において申立人に係る賞与支給額及び保険料控除額が確認できるにもかかわらず、全ての従業員について、オンライン記録に申立期間の標準賞与額に係る記録が無いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について

納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成6年10月から7年9月までは20万円、同年10月から9年7月までは24万円、同年8月から10年10月までは28万円、同年11月は30万円、同年12月は28万円、11年1月から同年4月までは30万円、同年5月から12年3月までは32万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月から同年9月までは30万円、同年10月から13年10月までは32万円、同年11月から14年3月までは34万円、同年4月は32万円、同年5月は34万円、同年6月から15年2月までは32万円、同年3月から同年5月までは34万円、同年6月から16年9月までは32万円、同年10月から17年4月までは36万円、同年5月から同年8月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、事後訂正の結果、44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の30万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成17年9月は38万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月は38万円、18年1月は36万円、同年2月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（事後訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③に係る標準賞与額について、厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められることから、申立期間③に係る標準賞与額の記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成6年10月3日から17年9月1日まで
② 平成17年9月1日から18年3月6日まで
③ 平成17年12月17日

年金事務所から、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた期間のうち、平成17年4月の標準賞与額（別途申立て）が厚生年金保険の被保険者期間に反映していないと連絡があったことから、私は、同事業所で勤務していた全期間の標準報酬月額に係る記録について調べてみたところ、いずれの期間の標準報酬月額も、給与から控除された実際の保険料額に見合う標準報酬月額に比較して低いので、調査訂正してほしい。

また、平成17年12月の標準賞与額も、実際の保険料控除額に比較して低いので、併せて調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、申立人の所持する給料明細書により、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書における報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成6年10月から7年9月までは20万円、同年10月から9年7月までは24万円、同年8月から10年10月までは28万円、同年11月は30万円、同年12月は28万円、11年1月から同年4月までは30万円、同年5月から12年3月までは32万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月から同年9月までは30万円、同年10月から13年10月までは32万円、同年11月から14年3月までは34万円、同年4月は32万円、同年5月は34万円、同年6月から15年2月までは32万円、同年3月から同年5月までは34万円、同年6月から16年9月までは32万円、同年10月から17年4月までは36万円、同年5月から同年8月までは38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る上記の標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所

(当時)で記録されている標準報酬月額が、当該期間の長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 オンライン記録によると、申立期間②の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されており、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に44万円に訂正されているが、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の30万円となっている。

しかしながら、申立人の所持する給料明細書により、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料明細表により確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成17年9月は38万円、同年10月及び同年11月までは36万円、同年12月は38万円、18年1月は36万円、同年2月は38万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る上記の標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年3月6日に、申立期間に係る標準報酬月額を訂正する旨の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③に係る標準賞与額について、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された賞与明細書により、事業主が源泉控除している保険料控除額又は賞与額に見合う標準賞与額は、いずれも28万円であることが確認できることから、申立期間③に係る標準賞与

額を 28 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年2月28日から同年3月1日まで

私は、C県にあったA社から同社D工場に転勤したが、この間も同社に継続して勤務していたので、申立期間に係る厚生年金保険の年金記録が欠落していることに納得できない。調査の上、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、雇用保険被保険者記録及びE健康保険組合の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和49年3月1日に同社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年1月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月31日から38年1月11日まで
私は、昭和27年4月から平成4年10月末まで、A社に勤務していたが、同社C支店から同社D支店に転勤したときの申立期間の記録が欠落している。毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「申立人は、昭和38年1月にA社C支店から同社D支店に異動したが日付の記載されている異動データは残っていない。」と回答していることから、同社D支店に係る資格取得日である同年1月11日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和37年11月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から46年3月まで

私は、大学在学中の昭和44年*月に20歳になったが、亡くなった両親が、私の国民年金の加入手続をA町（現在は、B市）の役場で行い、国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入となっているのは納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡くなった両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号は、B市役所への照会、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの調査の結果、申立人に払い出されたことが確認できないことから、申立人は国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の両親は、既に他界していることから、申立期間当時の加入状況及び納付状況は不明である。

さらに、申立人は、申立期間当時の年金手帳を両親から受け取っておらず、保険料の納付についての具体的内容（納付方法、納付額等）も両親から聞いていないとしている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から30年4月1日まで
私は、昭和28年4月にA社に入社し、30年3月まで勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での業務内容及び5名の元同僚の氏名を記憶していることから、申立人が当該事業所の業務に携わっていたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和29年6月1日付けで新規に厚生年金保険の適用事業所となり、同年8月30日付けで適用事業所でなくなっており、当該事業所の申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収票等の所在は不明である上、当該事業所に係る商業登記簿は、当該事業所が60年以前に閉鎖されたため既に廃棄されていることから、当該事業所の設立年月日、閉鎖年月日及び代表取締役を含めた役員氏名を基にした調査を行うことができない。

また、申立人は、元同僚として5名の氏名を挙げているところ、そのうち2名はA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載が無く、残りの3名は同被保険者名簿に氏名の記載はあるものの1名は既に死亡、2名は所在不明であり、申立期間当時の事情を確認することはできない。なお、同被保険者名簿に記載のある者全7名のうち、2名は既に死亡しており、残りの5名は所在不明である。

さらに、申立人をA社に紹介してくれた者は、既に死亡しており、申立人の当該事業所の入社に関する事情を確認することはできない。

加えて、申立期間のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月25日から36年5月1日まで
私は、昭和27年3月1日から結婚と出産を理由に退職する28年6月28日までA社に勤務し、脱退手当金を受給した。その後、30年9月25日から36年5月1日まで再び同社に勤務した。厚生労働省の記録では、同社における厚生年金保険の申立期間とそれ以前の期間について、36年8月31日に脱退手当金が支給されたと記録されているが、申立期間に係る脱退手当金は受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給決定されたこととなっているところ、申立人の厚生年金被保険者台帳には、申立人が受給を認めていないA社の厚生年金保険被保険者期間を含め、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが脱退手当金の支給決定日である昭和36年8月31日の約2か月前の同年6月28日に記録されている。

また、申立人の申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和58年12月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、申立期間を含む

脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5200（事案 4888 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月
② 昭和 43 年 9 月
③ 平成 14 年 11 月

私は、A社（現在は、B社）、C社及びD社を、それぞれ昭和 42 年 9 月 5 日、43 年 9 月 19 日及び平成 14 年 11 月 20 日に離職となっているが、被保険者資格取得に勤務期間の条件は無く、離職月の給与から厚生年金保険料が控除されているので、それぞれ離職月の 1 か月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、A社、C社及びD社での離職日は、いずれも月の途中であったと供述していること、ii) 申立人の雇用保険の加入記録によると、これらの事業所での申立人の離職日は、それぞれ昭和 42 年 9 月 5 日、43 年 9 月 20 日及び平成 14 年 11 月 20 日と記載されており、いずれも月末まで勤務した事実はうかがえないこと、iii) 厚生年金保険法では、第 14 条第 2 号において、「被保険者は事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失する。」と規定され、また同法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されていることなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、24 年 12 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、日本年金機構の回答書を検証して作成したとする「消える年金（記録問題）」を新たな資料として提出し、「厚生年金保険の被保険者資格取得に勤務期間の条件は無く、離職月の給

与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の離職月の1か月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張しているが、当該資料は年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立期間は、厚生年金保険の被保険者となり得ない期間であったことが認められることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断し、また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による記録訂正のあっせんについては、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かを踏まえ年金記録の訂正の要否を判断するものであり、これらの法令から離れて資格喪失日の属する月について年金額に反映させることの可否について判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 1 日から 54 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 52 年 2 月から 55 年 2 月末まで A 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 52 年 5 月 1 日から A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、事業主に申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について照会したが、これらを確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、当時の社会保険事務担当者は、「基本的には入社と同時に厚生年金保険に加入させていたと認識しているが、従業員の中には、厚生年金保険の加入を希望しない者もあり、加入させていなかったこともあった。」と回答している。

さらに、申立人が記憶している元同僚及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に被保険者記録を有する複数の元同僚に対し、申立期間に係る申立人の保険料の控除等について照会したが、申立期間の厚生年金保険の適用及び保険料の控除を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5202（事案 1276 及び 3474 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月13日から23年5月1日まで
私は、昭和19年9月1日にA社に入社し、当初の見習期間を経て、20年9月1日に本採用となって以降、23年4月30日まで同社に船員として勤務した。ところが、同社での私の船員保険の記録は、本採用となった20年9月1日から21年1月13日までの4か月しかないので、見習期間は仕方が無いとしても、残りの本採用の期間については船員保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和21年1月13日から同年4月1日までについては、i) 複数の元同僚が、「申立人と一緒にB船に乗船していたことは間違いないが、乗船した期間については記憶が無い。」と証言しており、申立期間における勤務実態を確認することができないこと、ii) A社は既に解散しており、申立人が申立期間において船員保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらないことなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年11月12日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の通知を受けた後、新たな事情及び資料等はないが、昭和21年1月13日から同年4月1日までの期間について、社会保険事務所（当時）が、当初、当該期間の加入を認める回答をしておきながら、その後、取消したことは納得できないとして再申立てを行っているが、i) C社会保険事務局（当時）は、「D社会保険事務所（当時）において、当初の回答書による加入期間に誤りがあったことから、平成21年8月7日付けの回答書により、加入期間の訂正（昭和20年9月1日から21年1月13日までの期間に訂正）を申立人宛てに通知した。」と回答している

こと、ii) ほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき、23年5月11日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A社には、昭和20年9月1日に本採用となって以降、23年4月30日まで船員として勤務していたので、そこまでの期間について船員保険の被保険者記録を認めてほしい。」として再申立てを行っているが、船長が船員手帳を渡してくれなかったとして申立人は船員手帳を所持していないことから、乗船期間を確認できない上、今回、申立人が思い出した船長及び元同僚の所在は確認できないことから、当時の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の船員保険被保険者名簿を縦覧しても、既に確認されている記録（昭和20年9月1日資格取得、21年1月13日資格喪失）のほか、申立期間における申立人の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほか、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1月から9年1月8日まで

私は、A社の代表取締役を務めていたが、申立期間の標準報酬月額が、私の知らない間に引き下げられているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社に係る標準報酬月額が15万円から9万8,000円に私の知らない間に引き下げられている。」と主張している。

しかし、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、賃金台帳等は保管されておらず、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたかどうかを確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人は、平成4年1月から在職老齢年金の受給権を取得し、同月において標準報酬月額が15万円であったところ、同年9月10日付けの月額変更届によって、同年7月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられたことにより、年金の支給停止割合が変更され、年金額が増額していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが商業登記簿謄本で確認できるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例

等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象としない旨規定されている。そのため、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたとしても、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月 1 日から 19 年 12 月 1 日まで
私は、平成 7 年 4 月 1 日から 19 年 11 月末日まで、A 社に大型トレーラーの運転手として勤務していたが、14 年 2 月から退職するまでの給与は 26 万円から 44 万円をもらっていたのに、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 20 万円から 24 万円に減額されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る A 社の厚生年金保険の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 15 年 1 月 1 日から 19 年 12 月 1 日までの期間について、申立人が所持する 19 年 8 月から同年 12 月までの給与明細書、15 年分から 19 年分までの給与所得の源泉徴収票及び預金通帳の給与振込額により確認又は推認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 14 年 2 月 1 日から 15 年 1 月 1 日までの期間については、事業主は、当時の保険料控除資料を保持していないと回答していることから、当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確

認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。